

委員会提出議案第1号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年3月21日 提出

提出者 議会運営委員会委員長

南澤幸美



桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員会の名称、委員定数及びその所管等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第1号中キを削り、カをキとし、ウからオまでを削り、イをカとし、アの次に次のように加える。

イ 防犯・交通安全分野に関する事項

ウ 公共施設分野に関する事項

エ デジタル改革分野に関する事項

オ 総合政策分野に関する事項

第2条第2項第1号クを次のように改める。

ク 市民生活・活動に関する事項

第2条第2項第1号中コからソまでを削り、タをサとし、チをシとする。

第2条第2項第1号ケ中「環境・廃棄物対策分野」を「環境分野」に改め、同号ケを同号コとし、同号コの前に次のように加える。

ケ 人権・男女共同参画分野に関する事項

第2条第2項第2号ア中「地域福祉分野」を「社会福祉分野」に改め、同号イを次のように改める。

イ 保険・年金分野に関する事項

第2条第2項第2号中エからカまでを削り、キをオとする。

第2条第2項第2号ウ中「子ども・子育て支援分野」を「子ども・子育て分野」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 保健・医療分野に関する事項

第2条第2項第2号クを削り、同号ケ中「人権教育分野」を「社会教育分野」に改め、同号ケを同号カとし、同項第3号ア中「商業・工業分野」を「商工業・観光分野」に改め、同号イを次のように改める。

イ 文化分野に関する事項

第2条第2項第3号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「都市デザイン分野」を「都市整備分野」に改め、同号オを同号エとし、同号エの次に次のように加える。

オ 社会基盤整備分野に関する事項

第2条第2項第3号カを次のように改める。

カ 住宅分野に関する事項

第2条第2項第3号中キ及びクを削り、ケをキとし、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。

第4条第2項中「の委員」の次に「（以下「議会運営委員」という。）」を加え、同条第3項中「前項の委員」を「議会運営委員」に改める。

第6条第2項中「特別委員」の次に「会の委員（次条の資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員を含む。以下「特別委員」という。）」を加える。

第7条第1項中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項を削る。

第20条に次の1項を加える。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決めなければならない。

第22条第1項中「その他」を「、その他」に改める。

第23条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第28条の見出し中「公述人質疑」を「公述人の質疑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の桑名市議会委員会条例の規定によりそれぞれの常任委員会に付議されている事件は、改正後の桑名市議会委員会条例の規定により当該事件を所管する常任委員会に

付議されたものとみなす。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市組織条例（平成16年桑名市条例第11号）の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。
関係条文対照表

改正前	改正後
<p>(第2条) <u>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</u></p> <p>第2条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 <u>常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>総務安全委員会 9人</u></p> <p>ア <u>防災・危機管理分野に関する事項</u></p> <p>イ <u>まちづくり分野に関する事項</u></p> <p>ウ <u>文化分野に関する事項</u></p> <p>エ <u>国内交流分野に関する事項</u></p> <p>オ <u>コミュニケーション活動分野に関する事項</u></p> <p>カ <u>行財政分野に関する事項</u></p> <p>キ <u>公共施設分野に関する事項</u></p> <p>ク <u>地域コミュニティ分野に関する事項</u></p> <p>ケ <u>環境・廃棄物対策分野に関する事項</u></p> <p>コ <u>防犯・交通安全分野に関する事項</u></p> <p>サ <u>男女共同参画分野に関する事項</u></p> <p>シ <u>生涯学習分野に関する事項</u></p> <p>ス <u>スポーツ分野に関する事項</u></p> <p>セ <u>人権政策分野に関する事項</u></p> <p>ソ <u>公共交通分野に関する事項</u></p> <p>タ <u>消防・救急分野に関する事項</u></p> <p>チ <u>他の常任委員会の分野に属しない事項</u></p> <p>(2) <u>教育福祉委員会 9人</u></p> <p>ア <u>地域福祉分野に関する事項</u></p> <p>イ <u>医療保険・生活保護分野に関する事項</u></p> <p>ウ <u>子ども・子育て支援分野に関する事項</u></p> <p>エ <u>障害者（児）福祉分野に関する事項</u></p> <p>オ <u>介護保険・高齢者福祉分野に関する事項</u></p> <p>カ <u>地域医療・健康づくり分野に関する事項</u></p>	<p><u>(<u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管等</u>)</u></p> <p>削る</p> <p>第2条</p> <p>イ <u>防犯・交通安全分野に関する事項</u></p> <p>ウ <u>公共施設分野に関する事項</u></p> <p>エ <u>デジタル改革分野に関する事項</u></p> <p>オ <u>総合政策分野に関する事項</u></p> <p>カ</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>キ</p> <p>削る</p> <p>ク <u>市民生活・活動に関する事項</u></p> <p>ケ <u>人権・男女共同参画分野に関する事項</u></p> <p>コ <u>環境分野</u></p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>社会福祉分野</p> <p>イ <u>保険・年金分野に関する事項</u></p> <p>ウ <u>保健・医療分野に関する事項</u></p> <p>エ <u>子ども・子育て分野</u></p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p>

- キ 学校教育分野に関する事項
- ク 国際理解教育分野に関する事項
- ケ 人権教育分野に関する事項

(3) 都市経済委員会 8人

- ア 商業・工業分野に関する事項
- イ 国際交流分野に関する事項
- ウ プロモーション活動分野に関する事項
- エ 農林水産業分野に関する事項
- オ 都市デザイン分野に関する事項

- カ 中心市街地分野に関する事項
- キ 道路分野に関する事項
- ク 河川分野に関する事項
- ケ 上下水道分野に関する事項

(第4条)

(議会運営委員会の設置)

第4条 (略)

- 2 議会運営委員会の委員 _____ の定数は、議会の議決で定める。
- 3 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 4 (略)

(第6条)

(特別委員会の設置等)

第6条 (略)

- 2 特別委員 _____ の定数は、議会の議決で定める。
- 3 (略)

(第7条)

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、ただちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

- 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、議会の議決で定める。

オ
削る

カ 社会教育分野

商工業・観光分野

イ 文化分野に関する事項

削る

ウ

エ 都市整備分野

オ 社会基盤整備分野に関する事項

カ 住宅分野に関する事項

削る

削る

キ

- 2 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。

(以下「議会運営委員」

という。)

議会運営委員

会の委員(次条の資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員を含む。以下「特別委員」という。)

直ちに

削る

(第20条)

(秘密会)

第20条 (略)

(第22条)

(議事妨害及び離席の禁止)

第22条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 (略)

(第23条)

(秩序保持に関する措置)

第23条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場（オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出をいう。）させることができる。

3 (略)

(第28条)

(委員と公述人質疑)

第28条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発言については、討論を用いなくて委員会に諮って決めなければならない。

、その他

終わる

公述人の質疑

